**平成２４年（フ）第３８３号**
大阪市平野区平野宮町２丁目９番22号　コーセー５番館４Ｂ
債務者　吉田亜希子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３８４号**
大阪府吹田市長野東15番15―203号
債務者　三科　高廣
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２１号**
静岡県浜松市北区初生町246番地の１　コーポプチⅡ206
債務者　加賀谷優里
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第８００６号**
大阪府守口市梶町４丁目70番６号
債務者　北薗　光洋
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３８５号**
大阪府吹田市長野東15番15―203号
債務者　三科恵都子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０号**
石川県七尾市中島町浜田耕部198番地３、従前の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目338番地
債務者　神山　建治
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２４年（フ）第２８号**
横浜市栄区笠間３丁目36番５―302号
債務者　遠藤　夕貴
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５４号**
神奈川県藤沢市天神町２丁目22番地の２　天神山グリーンハイツ102
債務者　今井　庸公
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６１号**
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅９棟203号
債務者　本杉　雅司
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６４号**
横浜市青葉区市ケ尾町1076番地28　フェーリス市ケ尾202
債務者　進士みどり
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１０２号**
神奈川県藤沢市葛原262番地の１
債務者　清田　純平
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１１号**
神奈川県茅ヶ崎市今宿709番地１　Ｍｙラヴィ Ｆ１―102
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第１５０５号**
宮城県多賀城市栄２丁目６番53号
破産者　株式会社相澤製作所
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第８８８号**
千葉県船橋市咲が丘３丁目15番27号
破産者　山田　　修
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第９８号**
福井市上河北町第３号２番地
破産者　株式会社宮崎工業
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２０号**
福井市西谷１丁目1511番地
破産者　アサヒ建設リース株式会社
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８８号**
福井県鯖江市北中町729番地
破産者　有限会社源伸堂きむら
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係